

定款変更認可申請書に必要な書類

※以下の書類を申請書以外は、1部ずつ提出してください。

※定款変更には、認可と届出の2種類があります。

- ・認可事項・・・下記の届出事項以外
- ・届出事項・・・事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること

※代表的な申請内容を例示していますので、下記によらない場合は個別にお問合せください。

1 理事の定数増加などによる変更の場合

- ①定款変更認可申請書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）

2 事業追加の場合

- ①定款変更認可申請書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）
- ④当該事業に関する事業計画書及び予算書（事業開始年度及び翌年度）
- ⑤当該事業に関する契約書（受託契約書又は事業決定通知書等）の写
- ⑥当該事業の不動産に関する書類（登記事項証明書又は賃貸借契約書）の写
- ⑦当該事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写

なお、基本財産を担保にして福祉医療機構（協調融資も含む）以外の金融機関等から貸付を受ける場合には、事前に基本財産担保提供について、当課の承認を得なければなりません。

※その他参考書類を添付していただく場合があります。

3 基本財産減少の場合

※事前に基本財産処分の承認を得なければ、定款変更認可申請することはできません。

- ①定款変更認可申請書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）
- ④当該不動産の登記事項証明書の写

*定款変更認可申請書・添付書類が全て整っていた場合でも、交付までに原則2週間を要しますので、ご承知ください。